

第三回参議院運輸委員會會議錄第十号

昭和二十三年十一月三十日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○請願及び陳情に関する小委員長の報告

○直江津、六日町兩駅間に鐵道敷設の請願(第三百六十六号)

○荻野、野沢兩駅間に尾登駅設置の請願(第三百六十六号)

○西大寺港改良工事施行に関する請願(第三百二十一号)

○西大寺、片上兩駅間に鐵道敷設の請願(第三百三十号)

○國鉄赤穂線建設費に関する請願(第三百三十八号)

○片町、四條兩駅間の電車長尾駅まで運輸延長に関する請願(第三百三十四号)

○川東、谷田川兩駅間に宇津峯駅設置の請願(第三百五十五号)

○戸賀灣を避難港に指定の請願(第三百五十六号)

○神崎、尼崎兩駅名改称に関する請願(第三百五十八号)

○富山港線拂下反對に関する請願(第三百八十四号)

○湊町、東京兩駅間に直通列車運輸開始の請願(第三百八十六号)

○富山港線拂下反對に関する陳情(第三百二十四号)

○函館港ふ頭並びに防波堤工事完成促進に関する陳情(第二百二十五号)

○觀光事業に関する小委員長の報告

○輸送力増強に関する調査の件

第十三部

運輸委員會會議錄第十号

昭和二十三年十一月三十日

【参議院】

○日本國有鐵道法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き船員職業安定法第八條第一項の基礎による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

午前十時三十九分開会

○委員長(板谷順助君) これより會議を開きます。請願陳情に関する小委員長の報告を求めます。

○飯田精太郎君 請願、陳情の付託になりました残り、昨日小委員會を開きまして、審議決定いたしました。それの御報告をいたします。

只今上程になりました請願第三百六十六号、直江津、六日町兩駅間に鐵道敷設の請願外十件、陳情第三百二十四号富山港線拂下反對に関する陳情外一件の小委員會における審議の経過並びに結果について御報告いたします。各請願につきましては、紹介議員の熱心なる説明があり、又政府よりも、各請願、陳情について詳細なる調査の報告がありました。こゝでは省略いたしました。極く概要を申し上げます。

第三百六十六号、直江津、六日町兩駅間に鐵道敷設の請願、第三百三十号、西大寺、片上兩駅間に鐵道敷設の請願、第三百三十八号、國鉄赤穂線建設費に関する請願、第三百五十四号、片町、四條兩駅間の電車長尾駅まで運輸延長に関する請願は、いずれも地方産業開発のため、又は交通難緩和のために、

路線を新設又は延長せられたいというのであります。政府又これを了としておりますので、審議の結果、願意妥当と認め、全会一致これを内閣に送付するを要するものと議決いたしました。次に第三百六十六号、荻野、野沢兩駅間に尾登駅設置の請願、第三百五十五号、川東、谷田川兩駅間に宇津峯駅設置の請願は、政府においても、いずれもその必要を認め、調査中である旨の答弁がありました。審議の結果、願意妥当と認めて、全会一致、内閣に送付を要するものと議決いたしました。次に、第三百八十四号、富山港線拂下反對に関する請願、及び第三百二十四号、同趣旨の陳情であります。政府の説明及び請願の趣旨を検討した結果、審議の結果、同線は、富山港動脈線であり、民營に移すことは、同地方産業経済の發展を阻害するとの意見に一致し、願意及び陳情の趣旨を妥当と認めて、内閣に送付を要するものと、全会一致議決いたしました。次に、第三百二十一号、西大寺港改良工事施行に関する請願、及び陳情、第三百二十五号、函館港ふ頭並びに防波堤修築工事完成促進に関する陳情であります。政府の説明によりまして、いずれもその必要を認め、西大寺港はすでに計画済みであり、函館港は急速に工事の実施を要するものと認め考慮中であるとのことであります。審議の結果、いずれも願意妥当と認め、全会一致、内閣へ送付を要するものと議決いたしました。次に、第三百五十六号、戸賀

灣を避難港に指定の請願、及び第三百八十六号、湊町、東京兩駅間に直通列車運輸開始の請願、これも審議の結果、政府は、願意に副うように措置すべきものであると、願意の通り内閣に送付を要するものと、全会一致議決いたしました。次に、第三百五十八号、神崎、尼崎兩駅名改称に関する請願であり、片町、四條兩駅間の電車長尾駅まで運輸延長に関する請願、これら三件は、明一年一月より実施の用意があるとの答弁でありまして、審議の結果、願意を妥当と認め、全会一致、内閣へ送付するを要するものと議決いたしました。以上。

○委員長(板谷順助君) 只今の小委員長の報告について、御質疑がありますれば……それでは委員長報告通り決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(板谷順助君) 異議なしと認めまして、その通り決定いたします。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(板谷順助君) 速記を始め、觀光小委員長の高田君の報告を求めます。

○高田寛君 私から觀光事業に関する小委員會の経過を御報告申し上げます。我が國の經濟復興のために、觀光事業を振興して外貨を獲得し、併せて文化の向上、國際親善を図ることは最も重要な問題であり、而も緊急を要する問題と申すのであります。運輸委員會におきましては、本國会の劈頭、觀光小委員會を設けて七名の委員を選定

し、この問題を調査検討し、併せて觀光事業関係の請願及び陳情の審査を行うことにいたしましたのであります。当小委員會は前後四回に亘つて會議を開き、觀光事業に関する政府の基本方針、觀光施設の整備計画並びに觀光客の渡來の状況等を詳細聴取検討すると共に、外客の來訪の本格的段階に對処して、その受入れ態勢の急速整備を推進するために、各般の事項に亘つて審議を遂げたのであります。併しながら残された問題は、觀光施設の整備計画の予算化と、その計画実施の推進の外に、尙外客誘致方策の強化、それから觀光資源の保存とか、觀光觀念の普及等の諸問題がありますので、尙次の國會において引続き調査研究を繼續いたしたいというところに、小委員會において意見の一致を見たものであります。従いまして私といたしましては、本國會中におきましてはこの小委員會の目的は、十分にこれを達成することができま

行ふこと。第二、第三十六條の規定による公共企業体の会計を規律する法律の原案作成に際しては、次の諸点を考慮すること。一、日本國有鉄道の予算の効率的運用を図るため、予算としての拘束は、調達資金総額、資本支出の総額等の大綱に止め、その他は機動的且つ効果的の運用を認らしめること。二、國会の都合により予算成立の遅延を生じた場合は、予算成立までの期間に限り、原案月割額執行等の便法を考慮すること。三、日本國有鉄道の民主化と、資金網の拡張を図るため、民間の投資を受け入れ、債券の発行、民間の長期及び短期借入の途を講じ、併せてその収入金を市中銀行に預け入れる途を開くこと。四、鉄道運賃は國会の監督の下に、経済情勢に應じて、機動的に迅速に改定できるように考慮すること。第三、第三十六條の規定による公共企業体の会計を規律する法律は、昭和二十四年度通常國會に提案すること。以上。この点につきまして御同意であるならば、運輸當局を呼んで、この趣旨に基いて意見を質したいと思うのですが、如何でございましょうか。

○小野哲君 今委員長からお話になりました諸事項は、昨日の逐條説明に伴う質疑の際においても、委員から質問をいたしましたような次第であります。従つて本日の委員會で更にこれを確認する、又本委員會の意見に対して政府が如何なる所見を持つておるかということ質すことは結構だと私は思います。そういう意味で、この際更に今の諸点についての質疑を行われることにしては、異議はございません。

○委員長(板谷順助君) 如何ですか、小野君の御発言に対して……。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(板谷順助君) では早速運輸當局を呼びまして、一つこれを質しましょう。

それから次にお諮りいたしますが、輸送力増強に関する調査に関する件につきまして、調査報告書を諸君の御同意を得て議長に出したいと思つておりますが、右の件に関し、まだ調査は完了しないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する、どうか今申し上げましたこの調査報告に、一つ御署名をお願いしたいと思います。

多数意見者署名
前之園喜一郎 飯田精太郎
橋本萬右衛門 大隅 憲二
小野 哲 小泉 秀吉
丹羽 五郎 入交 太藏
鈴木 清一 内村 清次
高田 寛

○委員長(板谷順助君) それから次に觀光事業に関する調査に関する件、右の件に関しまだ調査は完了しないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を議長に報告したいと思つております。これにつきましても何とぞ一つ御署名をお願いしたいと思います。

多数意見者署名
前之園喜一郎 飯田精太郎
橋本萬右衛門 大隅 憲二
小野 哲 小泉 秀吉
丹羽 五郎 入交 太藏
鈴木 清一 内村 清次
高田 寛

○委員長(板谷順助君) それでは次に多意見者署名
前之園喜一郎 飯田精太郎
橋本萬右衛門 大隅 憲二
小野 哲 小泉 秀吉
丹羽 五郎 入交 太藏
鈴木 清一 内村 清次
高田 寛

○委員長(板谷順助君) 速記を止めて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(板谷順助君) それでは速記を始め。次に日本國有鉄道法案を議題に供しまして質疑を継続いたします。

○小野哲君 昨日の逐條説明に伴う質疑の際に、伺ひ洩れをしておつた点もありますので、この際補足的な質疑をいたしたいと存じます。それは職員関係の点であります。この法律案の規定により、國有鉄道の職員は、公共企業体労働関係法の適用により、特殊の地位を與えられることになるように思ふのであります。が、一面國有鉄道事業とその性質から考えまして、同じような事業をやつております。例えば地方鉄道事業であるとか或いは軌道業、これらの事業に従事しております。従事員との間に、事業の性質が同じであるに拘わらず、それに従事してある従事員の取扱ひ、特に労働関係の点におきまして異なつたところがあると思ふのであります。これは勿論考え方でありまして、事業の公共性という点から申しますと、その経営主体が異なりまして、その間において共通な問題があることは否定できないのであります。従つて例えば國有鉄道と密接な関連を持つておる地方鉄道等につきましては、経営主体の如何に拘わらず、事業の本質から考へて、それに従事してあります従事員の労働関係については、同じようにこれを取扱つておるということでは、公平な考え方から申しまして妥当ではないかと思ふのであります。が、政府がこの法律案を立案されます際に際しましては、これらの点について如何ような考へをお持ちになりましたか、この点に関する御見解を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(荒井茂久二君) 小野委員のおつしやる通りに、いわゆるパブリック・ユティリティーズ全体について、公共の利益を確保するという面からの顧慮が拂われなければならんじやないかというお説は尤もだと思ひます。併しながらパブリック・ユティリティーズの中におきましても、その公共性に濃淡の差が画然とは付けられませんが、おのずから濃淡の差があるというふうな考へられるのでございまして、幹線を持つております國有鉄道の公共性は、地方鉄道等よりも公共性が強いのではないかというより、更に理窟を付けて見ますと、いわゆる事業の内容と、それから事業の経営形式というもののについても又考慮しなければならぬ点があるのではないかというふうな考へますが、要するに端的に申しますと、今度の場合は書簡の示唆するところから従つて、一先ずその点を解決したというだけでございまして、他のパブリック・ユティリティーズについて如何にするかということとは、將來に残された問題ではないかと思ひます。尙立案の過程におきまして、地方鉄道軌道についての問題も一部議論がございましたけれども、とにかく今回はマ書簡に書いてあるものだけを片付けるという考へ方で、鉄道、煙草、塩、樟腦の事業以外には触れなかつた、こういうことで問題は將來に残つておると思ひます。

○小野哲君 只今の政府委員の御説明が、今回のマツカーサーの書簡の重点に基いて、一應この法律案並びに公共企業体労働関係法案の定めておるところに止めておる、こういう御説明で、この点につきましては理論的に私は了承するのであります。が、實際問題として、例えば國有鉄道と連絡しておりますような地方鉄道が罷業を起したというふうな場合におきましては、當然にこれと密接な関連を持つておる國有鉄道には至大の影響があることは、實際問題として否定ができません。と思ふのであります。尤も労働関係調整法に基きまして公益事業たる性格を持つておりますために、同盟罷業の回避に關しましては特殊な取扱ひ方をされておることは承知いたしておるのであります。が、具体的問題といたしまして、公共企業体の従事員である國有鉄道の職員は、公共企業体労働関係法案によりますと、争議行為の上において相当強い禁止規定が設けられておるのであります。従つて實際問題としてこの間の調整を図つて行くということが、やはり一般公共の福祉を確保するために必要であらう。従つて仮に日本國有鉄道並びに公共企業体労働関係法の適用外になつております場合におきましても、運輸大臣は、この種地方鉄道、軌道に対しては監督権を持つておる観点から、実効のある具体的行政措置の上において、何らかの方法を考へる必要があるのではないかと思ひます。即ち法律上の措置ではなくして、行政的な措置として、かかる場合においては如何なる方法を取るかとが妥當であるかということについて何らかの考を持つておられるか。この点を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(荒井茂久二君) 行政的措置にはおのずから限度がございましてけれども、監督官廳といたしまして経営

者と労働者の間において紛争の起りま
した場合には、十分今までも努
力して来た筈でございますが、將來と
もその両者の間を斡旋して、平和裡に
事態を解決するということに一層の努
力を拂わなければならないと思つてあり
ますが、是非そういうふうにしたいと
考へております。尚法的な問題につ
いては御説の点を参酌して、研究すべ
き事項が多分にあると考へます。

○小野哲君 最後にもう一点伺つて置
きたいと思つて、日本國有鐵道
法案に「職員」という言葉があるの
でございますが、この「職員」は、公共企業
労働関係法の第二條第二項でござい
ましたかに規定する者を言うことにな
つておりまして、公共企業労働関係法
の第二項によりまして、一定の定義
が下してあるのではありませんが、この「職
員」の本質はどういうふうなものにな
つておりますか。尙又監理委員会の委
員は國家公務員法の適用はないが、法
令によつて公務に従事するものとみな
すということ、監理委員は法令によ
る公務員であるということがはつきり
出ているのでありますが、これらの関
係から見まして、日本國有鐵道の職員
が常時公共企業体に勤務して一定の報
酬を受けるものである。而も公務員で
三十日以内の期間を定めて雇傭され
るものではない。こういうふうになつて
おりますが、職員そのものの本質的な
性格はどういうふうなものであるか。
この点について御所見を承つて置き
たいと思つてます。

○政府委員(荒井茂久二君) これはい
わゆる國家公務員法に規定する公務員
でないことは、これは明瞭でございます
が、さりとて一般私企業における従

業員と異なるのでありますが、先程御
指摘の條文にも明らかにございませう
に、收賄並びに公務執行妨害罪等が
成立し得る職員でございませう。又その
職員の地位或いは服務規律、服務の基
準その他休職、その他の点について規
律してある点から見まして、公務員法
に規定する公務員と一般私企業の従事
員との中間ぐらいに行くものではない
かと思つてます。従つてこれを準公務員
という言葉で法律的になく使ひますと
ば、公務員に準ずるもの、準公務員と
観念したい、こういうふうな考へるわ
けであります。そこで憲法十五條の
「すべて公務員は、全体の奉仕者であ
つて、一部の奉仕者ではない」という
規定が、これに被つて来るかどうかと
いう問題でございませうが、この問題に
つきましては遺憾ながら十分研究して
おりませんので、十分研究して結論を
出す段階に來ておりませんので、これ
が憲法十五條の公務員に該当するや否
やの結論は、遺憾ながらここで申上げ
兼ねるのでございませうが、要するに國
家公務員法による公務員ではないが、
併し廣義の公務員であるというふう
に考へておるわけでありませう。

○小野哲君 只今の御意見によりまし
て、大体のところは尙御研究の余地が
あるように思ひますが、特にこの公
共企業体に従事しておるといふ一点だ
けから、準公務員というお取扱ひをさ
れるのであります。何かこの日本國
有鐵道法案並びに公共企業労働関係
法案の何らかの規定に準拠して、準公
務員としてのお取扱ひをされる御解釈
でありますか。この点を念のために伺
つて置きたい。

○政府委員(荒井茂久二君) それは備

主でありますところの日本國有鐵道が
公法上の法人、こういうことになつて
おりますが、これは公法上の法人とい
うことは、先ず公法人ということと御
解釈願つてよろうかと思ひますが、
尙これがそういう意味でないといた
しましても、いわゆる日本の學者の言
うところによりまして、この日本國有
鐵道が公法人であるということとは間
違ひのないところだらうと思ひます。尙
その職員の地位及び資格を規定いたし
ました二十六條以下の規定におきまし
て、特殊の規定を設けてその地位を保
障すると同時に、その懲戒その他制裁
の規定を設けております点等から勘案
いたしまして、今申上げましたように
考へておる次第でございませう。

○小野哲君 委員長私の質問はこの程
度で止めます。

○委員長(板谷順助君) 他に御質問は
ありませんか。他にどうですか、國有
鐵道法案について御質疑はございま
せんか。それではちよつと速記を止め
て下さい。

午前十一時二十八分速記中止

午前十一時三十八分速記開始

○委員長(板谷順助君) 速記を始め
て。それでは午後一時まで暫時休憩を
いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後二時二十五分開會

○委員長(板谷順助君) 午前に引続き
委員会を開きます。政府に対する要求
事項について、実は運輸大臣を呼んで
よくその所信を質すという筈でありま
したが、先程の本委員会において大体
要求事項を全委員の同意によつて、直

接責任に當る下山次官なり、加賀山鉄
道長官の所見を質したいと思つのであ
りますが、政府に対する要求事項とい
ひまして、「政府は、日本國有鐵道の
公共企業体としての自主的且つ能率的
な運営を圖らしめるため、特に左の諸
点を考慮することを要求する。第一、
運輸大臣の監督は、日本國有鐵道の業
務運営の自主性と高効率とを尊重して
行ふこと、第二、第三十六條の規定に
よる公共企業体の会計を規律する法律
の原案作成に際しては、次の諸点を考
慮すること。一、日本國有鐵道の予算
の効率的運用を圖るため、予算として
の拘束は、調達資金総額、資本支出の
総額等の大綱に止め、その他は機動的
且つ効率的運用を圖らしめること。二、
國會の都合により予算成立までの期間に
限る場合、予算成立までの期間に
り、原案月割額執行等の便法を考慮す
ること。三、日本國有鐵道の民主化と
資金網の拡張を圖るため、民間の投
資を受入れて、債券の発行、民間の
長期及び短期借入の途を講じ、併せて
その収入金を市中銀行に預け入れる途
を開くこと。四、鐵道運賃は國會の監
督の下に、經濟狀勢に應じて、機動的
に敏捷に改変できるよう考慮すること。
第三、第三十六條の規定による公
共企業体の会計を規律する法律は、昭
和二十四年度通常國會に提案するこ
と。」

以上に対して政府の答弁を求めま
す。

○説明員(下山定則君) 只今委員長か
らお説みになりました政府に対する要
求事項に対してお答え申し上げます。
先ず第一の、運輸大臣の監督の問題
であります。これはこの御趣旨の上

に、日本國有鐵道の業務運営の自主
性と高効率とを尊重して、是非この線
に沿つて行くようにいたしたいと考へ
ます。

第二の、第三十六條で規定いたして
おります公共企業体の会計を規律する
法律を、これから作るに當りまして、
以下一二三四とここに述べられており
ます御趣旨につきましては、全面的に
政府といたしまして、これは取入れ
て考へなければならぬことだと考へま
すので、是非この趣旨を生かすように
今後努力したいと考へます。

第三番目の、この三十六條の規定に
よる法律を作りますことにつきまして
は、我々といしましてはできるだけ早
い機会に、第二の趣旨を盛り込んだ
實際に即した公共企業体として、自主
性と高効率を以て運営のできる方向に
立派な法律を作るように、これも是非
努力したいと考へます。目標を、
ここに昭和二十四年度というお示しが
ございませうが、これもできるだけ早い
機会に關係の方面その他と密接に連絡
をいたしまして、この点も御要求の通
り是非實現に努力したいと考へます。
○委員長(板谷順助君) 只今の政府の
御答弁に対して御質問はありませ
んか。

ます。併しながらこの要求事項の一つ一つを検討して見ますのに、実施上相当の困難を伴う問題が多いのではないかと、かように考えます。特に会計に關する法律の原案作成につきましては、政府部内におきまして、当該官廳相互間において必ずしも意見の一致を見ない点多からうと察するのでありまして、さような意味合におきましてこれらの事項を具体化するためには、どうしましても民間の学識経験者をも含めた有力な委員会等の運営によりまして、速かなる結論を出して行くことが政府としても歓迎すべきことではなからうかと、かように思うのであります。従つてこれらの諸点を考慮する、又政府におかれても十分に努力をしようというふうなお言葉であるのであります。これを取運んで行くためには相當の準備と研究は勿論、官廳相互間の協調的な精神によつてこれを推進して参らなければ、庶幾の効果を擧げることは困難ではないかということを懸念するものであります。さような意味合におきまして、只今次官の御答弁に徴しましても熱意を以ており頂けることと期待をいたしておりますが、私の懸念いたします点を特に申上げて御参考に供したい。又さような方法を取りになるように希望をする者であります。特に第三にごさいますように、昭和二十四年度通常國會に提案するといふ要求に關いたしますためには、前びろに準備をいたしまして、而も公共企業体の新しい会計制度を創設することになりますので、特にこの点につきましては十分な御配慮があつて然るべきものではなからうかと、かように考えますので、附加えて申上げて置きたい

と申します。尙これらの推進の方法等について、政府のお考えがありましたら、この機会に伺つて置きたいと思ひます。

○説明員(下山定則君) この問題を取運びますにつきまして、いろいろと御忠言、御助言を頂きましたことを、政府側として厚く御礼を申し上げます。御指摘の通り、私共もこの点相當困難ないろいろの諸事情が起るであらうことも予想いたしますし、簡単な問題でないこともよく承知をいたしておりますと同時に、又御指摘にありました通り、ただ運輸省当局だけで考えるというわけのものでもございませんので、現にこの間も政府委員から御説明申上げたかと思ひますが、國有鐵道審議會において、すでにこの問題を取上げ、専門委員会でも目下検討をして頂いております。これには各方面の有識者、学識経験者、並びに特に官廳會計についての経験のある方も御参加を願ひまして、継続的に今後もこの審議會並びに専門委員会の答申を十分に尊重して行きたいと考えておりますのみならず、關係当局の間におきましても、今度の法律が通りましたら、それで一段落というのでなくて、現在も今後もずっと継続してこの問題を眞剣に検討、実現をさるべく關係方面等とよく相談をし、又助言を求め、継続をして行くつもりでございます。尙この第三の御指摘にもありました法律を出します形の問題等につきましても、單獨の法律でよいのか、或いは現在の法律を直すのがよいのかということについても、すでに検討をいたしておるようなわけでございまして、大体の方向をいたしましては、日本國有鐵道の公共企業体の會計

を律する單獨の法律で行くべきではないかという方向で目下検討をいたしておるわけでございます。あれやこれやいろいろ問題はございますが、今いろいろと小野委員からお示しを頂きました貴重な御所見を旨といたしまして、十分その御趣旨を取入れて、今後この問題の解決に努力をして行きたい、かように考えております。

○委員(板谷順助君) 如何ですか、他に御質問ありませんか……ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(板谷順助君) 速記始めて。それでは三時半まで休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後七時三十分開會

○委員(板谷順助君) これより引続き會議を開きます。日本國有鐵道法案を議題に供します。質疑は大体終了しておると思つておつたのであります。が、何かこの際簡単な御質疑がありますれば、お願いいたします。

○小泉秀吉君 衆議院の方から修正も何もなくて、こちらへ法律案としても廻つて來たのですか。

○委員長(板谷順助君) その通りです。他に御質疑はありませんか。次に討論に入りませう。

○小野哲君 この法律案について、私の意見を申さして頂きたいと思ひます。この法律案は先般來慎重審議をして來たのであります。この法律案の内容から考えまして、日本國有鐵道が公共企業体として自主的、且つ又能率的に運営をやつて行くというためには、尙極めて不完全なものがあらうと考えるのであります。従ひまして私は

この委員会として、政府に対して意見を述べような点について、十分な考慮を拂われんことを御審議を願ひたいと思ふのであります。先づ第一は、運輸大臣の監督する日本國有鐵道の業務運営の自主性と高効率とを尊重して行くこと。第二、第三十六條の規定による公共企業体の會計を規律する法律の原案作成に際しては、次の諸点を考慮すること。一、日本國有鐵道の予算の效果的運用を図るため、予算としての拘束は、調達資金総額、資本支出の総額等の大綱に止め、その他は機動的且つ効果的運用を図らしめること。二、國會の都合により予算成立の遅延を生じた場合は、予算成立までの期間に限り、原案月額執行等の便法を考慮すること。日本國有鐵道の民主化と資金網の擴張を図るため、民間の投資を受け入れ、債券の発行、民間よりの長期及び短期借入れの途を講じ、併せてその収入金を市中銀行に預け入れる途を開くこと。四、鐵道運賃は國會の監督の下に、經濟情勢に應じて機動的に敏捷に改変できるよう考慮すること。第三、第三十六條の規定による公共企業体の會計を規律する法律は、昭和二十四年度通常國會に提案すること。以上読み上げましたような点につきまして、本委員会は政府の善処を促す意味において要求をせられんことを希望する次第でございます。尙この法律案は、諸般の事情から考えまして、速かに日本國有鐵道の再編成、即ち公共企業体にしなればならない点に鑑みまして、私といたしましては、この法律案が本委員会において、この際これが審議に對しましては十分な時日を掲げることができなかつたことにつきまして

は、誠に遺憾に存するのであります。更に近き將來において、必要な改正をする必要があるということを前提といたしまして、本案に賛成をいたす次第でございます。

○委員長(板谷順助君) 外に御意見ありませんか。

○内村清次君 私は日本社会党を代表いたしまして、政府提出の日本國有鐵道法案に反対を表明いたす者であります。以下その理由を申述べます。

本法案は、歴大なる日本國有鐵道の複雑なる機構を円滑に運営するものといたしましては、余りに粗雑であり、且つ又非民主的である。特にその法案の作成経過から見ても、法案そのものも実に未完成な点が多く、公共企業体の能率的且つ自主的運営上に欠陥多き点につきましては、審議過程に政府府員から認めておるところであります。而も我々の最も慮れる官業における官僚主義の温存が殊に脱却されてないこととあります。この法案が当初に目標といたします能率的な運営も、ただ單なる空文に終るのみでありまして、單に公務員法改正に伴う改正のための改正であると思へるのであります。この官僚主義的な條文と幾多の労働者に対する抑圧的規定は、非能率的な結果をもたらす以外の何ものでもない。その点改正の主要問題について先づ第一に指摘される点であります。本法案には労働者代表が全く認められておらず、その監理委員会におきましても、一應は運輸業、商業又は金融業について廣い経験と知識を有する云々となつており、労働者代表は認められておりません。我が國政治、經濟、文化の動脈である國有鐵道を、日夜多大の

○委員長(板谷順助君) それでは討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に

御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認め、採決に入ることには御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(板谷順助君) それではこれより地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件について採決に入ります。本件について承認を與へることに御賛成の方の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(板谷順助君) 全会一致であります。よつて本件は承認を與へることに決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならんことになっておりますが、これは委員長において本件の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(板谷順助君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本件を可とする方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

丹羽 五郎 飯田精太郎
入交 太藏 大隅 憲二
小泉 秀吉 内村 清次
小野 哲 橋本萬右衛門
鈴木 清一 高田 寛
○委員長(板谷順助君) 署名洩れはご

さいませぬか……ないと認めます。本日はこれにて散会致します。

午後八時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君
理事 小泉 秀吉君
小野 哲君
丹羽 五郎君

委員

内村 清次君
大隅 憲二君
橋本萬右衛門君
入交 太藏君
前之園喜一郎君
飯田精太郎君
高田 寛君
結城 安次君
鈴木 清一君

國務大臣

運輸大臣 小澤重喜君

政府委員

運輸事務次官 加藤常太郎君
運輸事務局次官 荒木茂久二君
運輸事務局次官 加賀山之雄君
運輸事務局次官 三木 正君
運輸事務局次官 中村 豊君
運輸事務局次官 秋山 龍君
運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 中村 豊君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 秋山 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

運輸事務局次官

運輸事務局次官 龍君

一の請願(第三百六号)
一、福島縣田島町田部原に停車場設置の請願(第三百十五号)

一の請願(第三百十六号)
一、秋野、野沢両駅間に尾登駅設置の請願(第三百十六号)

一の請願(第三百十七号)
一、西大寺港改良工事施行に關する請願(第三百二十一号)

一の請願(第三百十八号)
一、西大寺、片上両町間に鐵道敷設の請願(第三百三十号)

一の請願(第三百十九号)
一、宮崎、堀江間國營連絡航路計画を民間事業に変更の請願(第三百三十一号)

一の請願(第三百二十号)
一、龜山、四條間兩駅間電化促進に關する請願(第三百三十四号)

一の請願(第三百二十一号)
一、天王寺、王寺兩駅間電化促進に關する請願(第三百三十五号)

一の請願(第三百二十二号)
一、吹田操車場を中心とする貨物專用線に旅客車運轉開始の請願(第三百三十六号)

一の請願(第三百二十三号)
一、國鉄赤穂線建設費に關する請願(第三百三十八号)

一の請願(第三百二十四号)
一、木次、三次兩駅間に鐵道敷設の請願(第三百四十二号)

一の請願(第三百二十五号)
一、片町、四條間兩駅間の電車を長尾駅まで運轉延長に關する請願(第三百五十四号)

一の請願(第三百二十六号)
一、川東、谷田川兩駅間に宇津峯駅設置の請願(第三百五十五号)

一の請願(第三百二十七号)
一、戸賀灣を避難港に指定の請願(第三百五十六号)

一の請願(第三百二十八号)
一、神崎、尼崎兩駅名改称に關する請願(第三百五十八号)

一の請願(第三百二十九号)
一、富山港線拂下反対に關する請願(第三百八十四号)

一の請願(第三百三十号)
一、湊町、東京兩駅間に直通列車運轉開始の請願(第三百八十六号)

一の請願(第三百三十一号)
一、地方議會議員に管内鐵道バス交付の陳情(第三百十六号)

一の請願(第三百三十二号)
一、鶴見臨港、南武、青梅、奥多摩

各鐵道拂下に關する陳情(第三百十八号)
一、大阪港灣公社設立の陳情(第三百二十号)

一の請願(第三百三十三号)
一、富山港線拂下反対に關する陳情(第三百二十四号)

一の請願(第三百三十四号)
一、函館港ふ頭並びに防波堤工事完成促進に關する陳情(第三百二十五号)

一の請願(第三百三十五号)
一、昭和三十二年十一月十六日受理

一の請願(第三百三十六号)
一、直江津、六日町兩駅間に鐵道敷設の請願

一の請願(第三百三十七号)
一、新瀉縣東頸城郡松代村

一の請願(第三百三十八号)
一、柳宗一郎外十七名

一の請願(第三百三十九号)
一、北村一男君

一の請願(第三百四十号)
一、信越線直江津駅から飯山線十日町駅をへて上越線六日町駅に至る間は有名な油田地帯で油も豊富で將來の採掘が期待され、その他農、林、鉱産等の資源も豊富であるが、交通機關の不備のため開発が遅れているから、この兩駅間に鐵道を敷設せられたいとの請願。

一の請願(第三百四十一号)
一、昭和三十二年十一月十六日受理

一の請願(第三百四十二号)
一、福島縣田島町田部原に停車場設置の請願

一の請願(第三百四十三号)
一、請願者 福島縣南会津町田島町

一の請願(第三百四十四号)
一、長 細井新吾

一の請願(第三百四十五号)
一、田部原は相當の林産物を生産輸送するばかりでなく、学校生徒の通學上の利便の点からも、停車場設置の必要性が認められるから、会津田島駅と会津長野駅との間に田部原駅を設置せられたいとの請願。

一の請願(第三百四十六号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百四十七号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百四十八号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百四十九号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百五十号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百五十一号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百五十二号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一の請願(第三百五十三号)
一、昭和三十二年十一月十六日

一、秋野、野沢兩駅間に尾登駅設置の請願
請願者 福島縣河沼郡尾野本村 外三ヶ村組合長 佐藤 榮次

一の請願(第三百五十四号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百五十五号)
一、西大寺、片上兩町間に鐵道敷設の請願

一の請願(第三百五十六号)
一、請願者 岡山縣上道郡西大寺町

一の請願(第三百五十七号)
一、長 家野猛之外七名

一の請願(第三百五十八号)
一、昭和三十二年十一月十七日受理

一の請願(第三百五十九号)
一、西大寺港改良工事施行に關する請願

一の請願(第三百六十号)
一、請願者 岡山縣上道郡西大寺町

一の請願(第三百六十一号)
一、長 家野猛之外七名

一の請願(第三百六十二号)
一、昭和三十二年十一月十七日受理

一の請願(第三百六十三号)
一、岡山縣西大寺港は、既に運輸省指定港に編入されて一部のしゅんせつ工事が施行されているが、当地方の豊富な諸生産物の集散移出入の便を図るため、吉井川改修工事に併行して、大幅に当港の改修工事を施行せられたいとの請願。

一の請願(第三百六十四号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百六十五号)
一、西大寺、片上兩町間に鐵道敷設の請願

一の請願(第三百六十六号)
一、請願者 岡山縣上道郡西大寺町

一の請願(第三百六十七号)
一、所内 皿井勝美外二十四名

一の請願(第三百六十八号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百六十九号)
一、兵庫縣相生駅より岡山縣西大寺駅附近に接続する赤穂鐵道は、戦争の犠牲となつて工事が中止せられているが、地

一の請願(第三百七十号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百七十一号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百七十二号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百七十三号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

一の請願(第三百七十四号)
一、昭和三十二年十一月十八日受理

方産業発展のため、岡山縣西大寺附近より岡山縣和氣郡山町までに至る路線を速かに敷設せられたいとの請願。

第三百三十一号 昭和二十三年十一月十八日受理

宮島、堀江間の國營連絡航路計画を民間事業に変更の請願

請願者 廣島縣廣島市宇品町一ノ三〇六瀬戸内海汽船株式會社社長 仁田竹一外一名

紹介議員 山下義信君 淺岡信夫君

今回鐵道局は松山、廣島を連絡する堀江、宮島間國營連絡航路を開始しようとしているが、右は本社並びに石崎汽船が数十年前來經營する高浜、宇品間の鐵道連絡航路と全く同じであるから、右連絡航路計画を中止して本社と石崎汽船をこれに当らすよう取り計らわれたいとの請願。

第三百三十四号 昭和二十三年十一月十八日受理

龜山、木津四條線の各駅間の電化促進に関する請願

請願者 大阪府議會議長 淺野豐行

紹介議員 左藤義銓君

関西本線は大阪、奈良、三重、愛知の各府縣を連絡し、その沿線にはわが國最大の産業地帯があり最も重要な鐵道であるが、まだ單線運行で然も列車の数が少なく、この地方の産業發展を阻害しているから急速に関西本線龜山並びに支線四條線木津迄電化を促進せられたいとの請願。

第三百三十五号 昭和二十三年十一月十八日受理

天王寺、王子兩駅間電化促進に関する請願

請願者 大阪府八尾市長 脇田幾松外十九名

紹介議員 左藤義銓君

関西線の乗客数は年々増加して通勤時は殺人的混雑を呈している現状である。王子駅、港町間には関西線の外バスの開通を見ているが、発着時刻の不定期並びに料金が高額で通勤用には適さないため、利用者の不便は非常に大きく、産業復興上にも障害となつてゐるから、天王寺、王子兩駅間を電化して東大阪の交通の強化を図られたいとの請願。

第三百三十六号 昭和二十三年十一月十八日受理

吹田操場を中心とする貨物専用線に旅客車運輸開始の請願

請願者 大阪府議會議長 淺野豐行

紹介議員 左藤義銓君

大阪府は本邦商工業の中心をなし、物資の集散、人の往來もひん繁であるから、交通機關の整備拡充は一刻もゆるがせにできないので、既施設を活用して吹田操場を中心とする貨物専用線に旅客車を併用するとともに、城東、西成兩線を連結して、大阪市内及び外府周辺を結ば、一大環狀線をえがくことになり、交通難を緩和し、ひいては國家再建にも寄與するところが多大であるから、これら貨物専用線に旅客車の運輸を開始せられたいとの請願。

第三百三十八号 昭和二十三年十一月十八日受理

國鉄赤穂線建設費に関する請願

請願者 兵庫縣相生市長 岡田源吾外六名

紹介議員 小畑哲夫君 藤森眞次君

兵庫縣相生市と岡山縣西大寺町を結ぶ海岸沿線一帯は、産物が豊かであつて、商工業が發展している、一面また風光明媚で名所旧跡も多く、観光地としての將來性があるから、國鉄赤穂線の開通によつて、距離短縮、燃料の消費と運轉時間の減少などの好い結果を生じるから、昭和二十四年度予算に建設費を計上せられたいとの請願。

第三百四十二号 昭和二十三年十一月十八日受理

木次、三次兩駅間に鐵道敷設の請願

請願者 島根縣議會議長 恒松安夫外一名

紹介議員 宇都宮登君 伊達源一郎君

木次、三次間は陰陽連絡の要路であるが、出雲今市、備後三次間に國營バスが運轉せられてゐるのみでまだ旅客の不便はもとより、木材新炭、その他の豊富な資源物資の搬出は困難であり、とくに、冬季積雪の候には掛合、赤名間の運轉は杜絶し、通信、交通その他一切の連絡を断つ実状であるから木次駅より掛合をへて、廣島縣三次駅に達する鐵道を速かに新設せられたいとの請願。

第三百五十四号 昭和二十三年十一月十九日受理

片町、四條線兩駅間の電車を長尾駅まで運輸延長に関する請願

請願者 大阪府北河内郡星田村一五 西田登吉外四名

紹介議員 中村正雄君

関西支線片町線沿線の各町村には人口の急激な増加に伴ひ大阪市への通學通勤者が多く、本線が唯一の交通機關であるが運轉回数がすくないので不便を感じてゐるから、住宅地としての發展、産業上の要點、名所旧跡の散在等を考慮せられて、片町、四條線間の電車運行を長尾駅まで延長せられたいとの請願。

第三百五十五号 昭和二十三年十一月十九日受理

川東、谷田川兩駅間に宇津峯停車場設置の請願

請願者 福島縣石川郡小塩江村長 相樂代助外九名

福島縣石川郡小塩江村には停車場の設置がないので、郡山市、乙川町への通學通勤者は不便をしのんで遠方の駅にまで戻つておろし、また主要食糧、木材炭材等の輸送にも不便が多いから、保健景勝の地として知られてゐる水郡線川東、谷田川兩駅間の宇津峯に停車場を設置せられたいとの請願。

第三百五十六号 昭和二十三年十一月十九日受理

戸賀灣を避難港に指定の請願

請願者 秋田縣南秋田郡戸賀村長 三浦勝雄外二名

紹介議員 金子洋文君

秋田縣男鹿半島附近は日本海唯一の海上の難所で入道崎より船川港防波堤燈台に至る僅か二十キロ足らずの間で年々多数の船舶が遭難してゐる、ことに木造船の損害は慘憺たるものであるから、男鹿半島の両端に位する地理的並びに自然的に恵まれた戸賀港を避難港に指定せられたいとの請願。

第三百五十八号 昭和二十三年十一月二十日受理

神崎、尼崎兩駅名改称に関する請願

請願者 兵庫縣尼崎市長 六島誠之助

紹介議員 丹羽五郎君

大阪府神戶間にはじめて鐵道が開通した當時は、神崎駅は兵庫縣川辺郡元小田村地内に在り、旧中國街道筋の一村落神崎に近接してゐたため神崎となつたのである。現在神崎駅は尼崎市の中央部にあるにもかかわらず駅名が開設當時のままである關係上しばしば誤を生じ、貨物輸送に遲延をきたす等不便が極めて多いから、神崎駅を尼崎駅に尼崎駅を適當な名称に改称せられたいとの請願。

第三百八十四号 昭和二十三年十一月二十日受理

富山港線拂下反對に関する請願

請願者 富山縣富山市東岩瀬町一四五 恒田善次

紹介議員 青山正一君

富山港は、舊日本の産業經濟上最も重要な港で、將來性に富む良港である。しかし本港の動脈線富山港線が社線に拂い下げとなると、國家の計画輸送は阻害され、臨港鐵道の性格を失ひ、富山港の出入貨物は激減し、ひいては富山縣の産業經濟上に重大な影響を及ぼし、本港線利用乗客の負担を増大する等の障害があるから、本港線の拂い下げには反對するとの請願。

第三百八十六号 昭和二十三年十一月二十日受理

湊町、東京兩駅間に直通列車運輸開始の請願

請願者 奈良縣議會議長 植田 周一外三名

紹介議員 新谷寅三郎君 堀越儀 郎君

北陸線、参宮線等からの東京行直通列車は、遠い以前から実施されているにもかかわらず、関西本線からは、いまだに実現されないで、地方産業の振興上及び観光事業上大なる不便があるから、関西本線湊町駅を起点とする東京行直通列車の運輸を開始せられたいとの請願。

第百十六号 昭和二十三年十一月十日受理

地方議會議員に管内鉄道バス交付の陳情

滋賀縣議會議長 河原伊三郎外 七名

地方自治制度の全面的拡充施行にともない都道府縣議會の活動範圍は急速に増大し、その働きは國會議員に比して、優るともおとらないにもかかわらず、現在國會議員には、全國鉄道無料優待バス交付の特権が與えられ、地方議會議員には何らの恩典も與えられていないので定期券の購入等には一般同様入手には困難な手数を要しているから、地方議會の責務の重きを加えつつある折から、議員の出勤を便ならしめ及び地方民のために一そう活躍できるように、都道府縣議會議員に國鉄の管内優待バスを交付せられたいとの陳情。

第百十八号 昭和二十三年十一月十日受理

鶴見臨港、南武、青梅、奥多摩各鉄道拂下に関する陳情

横浜市鶴見区鶴見町三 社團法人京浜工業協會會長 河田重

國有鉄道鶴見臨港、南武、青梅及び奥多摩線は、元來地方有志によつて民營として、多年苦心の結果、漸く健全な地方鉄道として發達したものであつたが、戦時中に輸送力強化のため買収されたのである。しかして現在においては一地方の交通運輸を目的とするものを國有鉄道の一部として經營する必要もないから、右鉄道を前經營者に拂い下げられたいとの陳情。

第百二十号 昭和二十三年十一月十日受理

大阪港灣公社設置の陳情

大阪市北区堂島西町 大阪商工会議所會頭 杉道助外二名

大阪港はわが國主要港中唯一の市營港であり、産業日本の心臓ともいふべき重要港灣でもあるが、戦災により港頭地帯がいちぢるしく荒廢しているのが、現在の經營方式では早急な復興は望めないから港務局設置にあつては、ポートオーソリティー制による管理經營を行うため大阪ポートオーソリティーを設置されたいとの陳情。

第百二十四号 昭和二十三年十一月二十日受理

富山港線拂下反對に関する陳情

富山縣富山市議會議長 京田清藏

富山港は裏日本の産業經濟上最も重要な港で、將來性に富む良港である。しかし本港の動脈線富山港線が社線に拂い下げとなると、國家の計画輸送は阻害され、臨港鉄道の性格を失ひ、富山港の出入貨物は激減し、ひいては富山縣の産業經濟上に重大な影響を及ぼし、本港線利用客の負担を増大する等

の障害があるから、本港線の拂い下げには反對するとの陳情。

第百二十五号 昭和二十三年十一月二十日受理

函館港ふ頭並びに防波堤修築工事完成促進に関する陳情

北海道函館市長 宗藤大陸外二名

北海道、東北六縣及び新潟縣の関門であり、北方の要港である函館港のふ頭並びに防波堤修築工事が延期される趣であるが、これらの修築工事が遅延されると船舶、有用資料等の損も、等によりこうむる不便、不利は多く、當港の死命を制するばかりでなく、日本の開發を阻害し、日本再建の障害となるから、當港のふ頭並びに防波堤の修築工事を延期せず、完成促進せられたいとの陳情。

十一月三十日本委員會に左の事件を付託された。

一、日本國有鐵道法案（予備審査のための付託は十一月十二日）

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めの件（予備審査のための付託は十一月二十八日）